

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童手当法の一部改正により児童手当に係る特例給付が令和6年10月1日に廃止されたことを受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に準じて、特例給付に関する規定の整理を行う。

第2 改正の内容

別表第1第12項中「又は特例給付」を削る。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第26号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月13日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第12項中「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 市長が子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる給付の支給に関する事務を行う場合におけるこの条例による改正後の岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第12項の規定の適用については、同項中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の」とする。